わっかない 市議会だより

第2号
昭和52年11月1日
発行
稚内市議会事務局
編集
稚内市議会だより編集委員会

鮭　漁　（声聞にて）
提供・東田貞夫氏（道写協会会員）

おもな記事

●本会議の質問から……二～四面
●議案特別委員会の概要……五面
●第三回臨時会の概要……六面
●各委員会の動き……七面
●その他……八面

9月定例会の審査日程

九月二十四日（土曜日）本会議
一、会期の決定
一、市長の行政報告
一、公害対策・水産関連問題対策各特別委員長の中間報告
一、一般会計・臨港用地造成事業特別会計・国民健康保険特別会計・公営企業水道事業会計の各会計補正予算（委員会付託）
一、各条例の一部改正案（〃）
一、人事案件
一、会議規則の一部改正
九月二十七日（火曜日）本会議
一、市政に関する一般質問
・公正クラブ　・日本社会党
・公明党
九月二十八日（水曜日）本会議
一、市政に関する一般質問
・日本社会党　・日本共産党
九月二十九日（木曜日）
議案審査特別委員会
十月一日（土曜日）〃
十月三日（月曜日）本会議
一、議案審査特別委員長の報告
一、常勤特別職給与並びに市議会議員及び教育長の給与改正案
一、請願・陳情・各種要望意見書案
一、昭和五十一年度病院・水道事業会計決算の認定（委員会付託）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を改正（3,000万を9,000万に）

九月市議会定例会は、九月二十四日から十月三日までの十日間にわたって開かれました。

この定例会には、昭和五十二年度の補正予算として、一般会計、臨港用地造成事業会計と国民健康保険会計の両特別会計、それに水道事業会計の四会計の補正額八億九千三百四十三万一千円と国民健康保険条例、スキー場施設条例（使用料の値上げ）、市長始め市議会議員等の特別職員の給与条例等を議案審査特別委員会又は本会議でそれぞれ原案のとおり決めましたが、六月定例会から継続審査となっていました消費生活安定条例の制定については、再度慎重審査を行なうため、また国鉄北官舎跡地の高度利用と水産加工業救済対策確立についての陳情は、それぞれの委員会に付託をし、閉会中の継続審査をすることになりました。

また、九月中に任期満了となる固定資産評価審査委員（一人）、人権擁護委員の推せん（三人）についても、それぞれ提案のとおり同意されました。

昭和五十一年度の病院事業会計、水道事業会計の決算認定は、十三人構成による決算審査特別委員会に付託され、十二月議会までに結論を出すことになりました。

9月定例会（本会議の質問から）

ウニ、ホタテ等の種苗事業の拡大と将来計画

（公正ク）

問　沿岸漁業振興対策の中で、平磯の増殖場開発や魚貝藻類種苗事業を推進しているが、たまたま有珠山の噴火により内浦湾方面からのホタテ稚貝の入手が困難となるが、今後の種苗事業の拡大をはかるため、種苗養殖センター等による調査研究が必要と思うが市の考え方は。

答　種苗はホタテばかりでなく年々確保が難かしくなる見通しなので、地元育成は重要な課題である。このため、試験研究に努力しているが、本年、ホタテ稚貝採取の富磯方式による試験が成功している。

更に、市はオホーツク海、宗谷湾、日本海に面し東浦から声間、稚内から西稚内、抜海と養殖に適した平磯があるので開発庁に対し、これまでの実績等を説明の上大幅な調査費を投入し、早急に大規模な増養殖場の開発を促進するよう強く要望している。

開基百年記念事務局体制の強化

（公正ク）

問　昨年九月に市の開基百年、市制施行三十年記念事業推進協議会が設置されたが、時期も明年に迫っているので、それぞれの事業を具体的に詰める必要があり、事務局体制の強化をはかるべきと思うがどうか。

答　記念事業のうち建設関係は着々進めているが、今後四十一名の実行委員会と現在の事務局の密接な連絡協調によって、計画の具体化を進め万全を期したい。

青少年対策室の設置は

（公正ク）

問　青少年の指導育成保護等の総合的施策をたてるため、青少年問題協議会があるが、会の運営が停滞していると思う。この際、子供会を始め各関係団体間の横の連けいを円滑に進めて、効果的に推進するため、青少年対策室を設置すべきと思うが市長の見解は。

答　青少年問題協議会は福祉事務所に置いてあるが、実質的に青少年センターが補導等の活動運営にあたっている。

しかし、総合的な施策を調整して促進するため、これからの運営に意を注ぎたい。

青少年対策室の設置については現在の機構と機能を検討してから考えることにしたい。

市立病院の改築計画は

（自民ク）

問　市立病院改築計画はその後どうなっているか。一般会計からの繰出しが年々増高している今日、市立病院の財政再建について伺いたい。

答　増改築計画は、昭和五十三年度まで赤字再建団体の指定を受けているので着手は困難である。現在、昭和五十四年を期して、病院の一部か医師住宅の増改築にするか、検討するよう事務局に指示している。又、病院の財政運営については、繰出金にも限度があるが、単年度の黒字堅持のための諸方策を徹底的に研究し、これを実

老朽化が進んでいる市立病院

践することが肝要と思うので、この点について努力することとしている。

北地区の振興策は

(自民ク)

問　南地区の著しい進展と均衡をとりながら、北地区の振興をはかる必要がある。

一般遊休地、北鉄官舎附近、米軍キャンプ跡地の活用と公営住宅団地の高層整理等を進める問題や理想的な温泉郷の開発と共に、温泉を中心とした新しい観光ルートの計画について、市長のビジョンは。

答　地域の開発には、その地域の積極的な協力が必要であり、又計画の策定にあたり、私有地の解決等の問題で円滑に進まないが、今後、地域の人の真剣な意欲を汲みながら北地域の発展に努めたい。又、温泉を中心とした観光ルートについては、抜海港の利用、市内に通ずるトンネル開通等の実現に力を注ぐことにする。

加工原魚の確保対策について

(自民ク)

問　二〇〇カイリ問題の影響で現在、加工原魚は道東方面や、小樽、岩内、遠くは東北から移入しているが、市の水産加工業の経営安定のため、長期的展望にたった秩序ある原魚の輸入確保について早急に、その施策を国に働きかけるべきと思うがどうか。

答　加工原魚の確保については二〇〇カイリ問題の農林大臣に対する要望の項目に入れて、実現方を強調して来たが、まず日ソ長期協定の際、第一に北緯五十度までの操業を認めてもらうことであるが、大臣は、漁法次第で不可能ではないと思うと言っている。

次に、輸入については、数量の問題もあるが、鮮魚で入るのか、又は、日本の船で獲って入れるか、あるいは冷凍魚になるのか、貿易体制も含めて業界の意見を充分詰めながら、国に対して適切な措置を講ずるよう継続して努力する。

原魚を陸送中

二〇〇カイリ後の稚内と高次加工の指導性

(公明党)

問　二〇〇カイリの影響によって、総体的に開発計画の停滞が考えられるが、天北地下資源の開発、天北北部草地開発、人口問題等に対する考え方と、原魚不足による水産加工業の体質改善は必至と思うが、これからの高次加工等に対する行政指導の方向について、市長の所見を伺いたい。

答　今後の開発推進に影響はあるが、原則としては方針どおり進めたい。今のところ、人口の大きな減はないと思うが、失業の増加に注意を要するので、地下資源、北部草地開発等はタイミングの良い着手を強く要請している。

石炭開発と火力発電についての具体化が若干遅れているが、サハリン大陸棚の石油掘削が開始したので、これが有望になれば、ガスパイプラインと併せてエネルギー基地として、また木材の対岸輸入の増量を図って工業化を促すほか、北部草地開発は五〇〇億の公共投資があるので、雇用問題も明るいと考えている。

更に、温泉を中心とした観光産業も期待できるので、全般的には心配していない。

水産加工については、次の臨時国会で、減船補償と水産加工業に対する補償や転廃に伴う買上げ、長期資金制度、雇用対策等の措置が提出されるので、その推移を見ながら進める。高次技術については、国・道・市が一体となった指導体制を整え、原料に見合った製品開発を奨めるため協力を惜しまない。

公住建設計画は

(公明党)

問　市民全体の幸せを願う福祉行政は、生きがいとバイタリテーを育て、安定した心の面にも行政の配慮が必要であり、自己の家を持てない市民のために、公営住宅母子住宅等の建設計画を伺いたい。

答　福祉は広い意味に解して、行政を進めているが、公営住宅、母子住宅の建設は、土地利用の面から、今後、中・高層えの建替えを進めたい。

老朽甚だしい母子住宅については、天北埠頭基部に用地を考えて入居者の事情を聴いたが、いろいろ問題があるので、更に、公営住宅建替えと、曲渕地区の公住新設等の計画と合せて検討をしている。

公営住宅団地

老齢者医療制度の確立に関する要望意見書

今日、国民健康保険の深刻な財政危機の主因が、老人医療問題にあることは、いうまでもない。

老人に対する医療保障は、本来的には健康管理、予防、治療、リハビリテーション等を抱括した一貫した制度のもとで、国が行なうべきでありその費用は国民全体が公平に負担する制度を確立すべきである。

政府がかねてから検討中の老齢者医療保障制度の抜本的改正を行ない、同制度を現行から分離した別建てとして、明年度から実施してほしい。

提出先
内閣総理大臣
厚生大臣
大蔵大臣
各政党

職員の昼休み時間の過し方

（公明党）

問　昼の休憩時間中に、窓口職員が碁や将棋をしているのを見かけるが、訪れる市民への応対が敏速を欠く等快いものではないので、職員の福利厚生面から、場所の設置や指導をすべきと思うが見解を伺いたい。

答　ご指摘の点について、反省すべきことは率直に受けたい。

休憩時間には各窓口に二名づつ配置して対処することとし、また五階に職員の休憩室も置いているが、自席での休み時間の過し方に行き過ぎや問題があるとすれば戒めたい。

200カイリ後の税収と地方交付税は

（社会党）

問　二〇〇カイリによる市財政への影響に対応するため、水道料金、各種使用料及び手数料のアップを余儀なくされたが、今後法人税、固定資産税の減収はどの程度予想されるか。

また、二〇〇カイリ対策のための地方交付税の増額は見込めるか。

答　健全財政の維持に努めなければならない。法人税の落ち込みは二、三千万程度と思うが、固定資産税は本年度の減収はない見込である。

地方交付税は、二億円程の増額が期待されるが、特別交付税については、今後、全力投球して財源確保に当りたい。

老人医療費の年齢引下げと生きがい対策

（社会党）

問　毎回いわれる老人医療無料化の年令引下げは、道内においても既に、二百十二市町八村も実施している現況であり、市も踏み切る時期であると思う。

また、老人たちの生きがい対策の一環として、樺太人参の薬用効果を調査の上、この栽培を奨めるとか、陶芸の窯を設けて、手軽に楽しむような方策について市長の考え方は。

答　老人医療は、本来的に国や道が行うべきであるとして、全国市長会も以前から、提唱しているし、現下の財政状況では難しい見通しである。

老人たちの植栽風景

おとしよりの生きがい対策は、花壇やビニールハウスによる栽培等を指導しているが、樺太人参の栽培は同好のクラブがあれば協力したい。

陶芸については老人ばかりでなく、一般にも希望の声をきいているが、これは指導者の育成と合せて力を注ぎたい。

雇用安定共済制度の創設は

（社会党）

問　雇用保険法の改正によって不利となった受給者に対する補てん策として、季節労働者雇用安定共済制度を設けているところもあるが、二〇〇カイリで打撃の大きい本市においても、この制度を考えるべきではないか。

答　この法改正は本道に最も悪い条件となるので、市長会としても北海道には特例を設けて九十日に復活するように運動している。

共済制度は季節労働力の少ないところは可能と思うが、市はまず特別立法によって安定を図るべきであり、国の措置が急務である。

今後も、極力運動を継続して行くことにしている。

小型漁船の上架場修理工場の増設は

（共産党）

問　本市漁業の方向転換とともに、小型漁船の造船や修繕の需要が増すことが予想されるが、これに対応する上架場や造船施設の整備が必要ではないか。

答　今後、小型漁船にも配意する必要があるので、港の区域内に増設することを検討したい。

授産施設を設置する計画は

（共産党）

問　不況、インフレ、二〇〇カイリの経済下で、ますます深刻になると思うが、最も就労面で弱い立場にある身障、母子家庭、中高年令の方のために総合的な授産施設（補助率、国五〇%、道二五%市二五%）を設置する考はないか。

答　そのような施設が必要な事態には設置に踏み切ってもよい。

市内には雇用促進事業で、身障者の福祉に理解の深い食品工場主が立派な経営をしているが、この方向も合せて考えなければならない。

耳鼻科医の補充見通しは

（共産党）

問　最近、耳鼻科の開業医が転出される話が伝えられているが、耳鼻科医の市立病院、または開業医の補充について見通しがあれば伺いたい。

答　耳鼻科の医師が転出されるのは惜しいと思っている。

今のところ、補充の見通しは難かしいが、市民に不安を与えないよう、目下努力中である。

物価問題に関する要望意見書

不況とインフレ、高物価の長期にわたる同時進行によって、住民生活は深刻な事態に追い込まれている。

特に消費者物価二ケタ近くの高騰は、住民生活を圧迫することはもちろんのこと、消費需要低迷の原因ともなっている。

政府は、物価問題の解決が不況脱出にとっても重要であるとの認識に立って、為替差金の小売物価への反映、同調的値上げの規制とヤミカルテルの監視強化、水産物流通市場における大手水産資本の系列化の制限、公共料金は福祉料金体系に改めること。

提出先

内閣総理大臣
大蔵大臣
通産大臣
経済企画庁長官

議案審査特別委員会

●各会計予算八億九千万を可決
●各種条例案も原案のとおり

一、国の地方財政計画と健全財政の方針は。

国の地方財政の緊急措置は、公共事業の拡大と、起債の緩和が中心であり、借金財政となる恐れがある。

実質的財政確保のため、地方税の見直し、公共事業の補助、交付税率のアップ、超過負担の解消等抜本的な財政措置を国に対して、強く迫るべきであるが、市の取組み方について、所信を伺いたい。

答　かねてからその点は、市長会が要望を集約して強く運動している。

当面、有利な補助制度の選択と事務的折衝に努めるが、限度を超えない起債は止むを得ない。

一、加工センターの汚水処理施設計画中止と公害規制は。

市の指導の下に設けた加工センターが、汚水処理施設計画を止めたというが、公害行政の立場で規制基準が守る確信があるか。

また、総量規制を求められたとき、どう対処するか明確にされたい。

答　機種選定に努力したが、完全なものがないことと、これからの加工魚の減と、業界体制の再編等の問題もあり、見送ったと聞いている。

規制基準の厳守は充分監視と、指導するが、今少し事態の推移を見て対処したい。

一、家庭用し尿浄化槽の維持管理は。

前回にも指摘されているが、一般家庭の浄化槽が急激に普及している反面、保健所の検定と清掃管理業者の契約等について、未だに市民の理解が充分でないため、維持管理上、不衛生な環境問題がいろいろ起きている。

市は保健所と事務的に連絡を密にした上、清掃管理業者（衛生公社）に指導を厳にすることと、市民に詳しく周知する約束は、どう進めているか。

答　五月に保健所、公社との三者でそれぞれの業務の責任体制を協議したが、再度徹底をはかると共に、広報にも努力する。

一、中小企業に対する特別及び、小口融資制度の条件緩和を。

二〇〇カイリの経済下において中小企業の育成助長をはかるため、市の融資制度を見直して、融資枠の増大、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長等、条件緩和を検討すべき時期ではないか。

答　小口融資はまだ新らしいが両制度に実態が見合はないとすれば検討を加えたい。

各議案の審査風景

一、史蹟保存と国際親善は。

宗谷清浜の間宮林蔵渡樺の碑は観光ルートとして定着しているが、この傍に或る宗教の大きな石碑が建ったため、渡樺の碑の存在価値が、全く失なわれたことと、その碑文に国際親善上、問題のある箇所があるようだが、市はこの碑の建立に関与したか。

また、この際渡樺の碑は建替えすべきと思うが考えを伺いたい。

答　建立場所の土地関係、碑文内容について調査したい。また、渡樺の碑については、現在計画はない。

一、中小業者に対する工事及び、物品発注の取扱いは。

市の指名業者でありながら、長い間、入札に参加できないものがある。

厳しい経済下、地元優先の立場で、発注の際に工事をもっと分割して中小業者にも平均に機会を与えるとか、業者に誤解のない見積りの方法を配慮することが必要ではないか。

答　発注の際の指名業者数の増について努めているが、指摘の面には、更に研究して意に添いたい。

一、青少年問題協議会事務局の所管は。

本協議会の事務局を教育委員会から福祉事務所に移管しているがその意図するところを明確にされたい。

答　広範な青少年問題に対する市長の総合的施策に意見を述べる協議会の性格であり、市長部局内に置くことが、適切と考える。

一、母子住宅建替え計画は。

最近、汐見一の母子住宅の入居者に対して、市の係員がそれぞれ事情を聴取しているとのことであるが、この地盤調査委託料の内容と建替え計画は、どの程度進めているのか説明されたい。

答　建替え計画の検討に資するため、事情聴取、地盤調査が必要であり、位置、公営住宅との関連も含め総合的に考究の上、近く結論を出したい。

一、愛の鐘の効果と維持管理等は。

地域婦人会の熱意によって、愛の鐘が三箇所設置されることになるが、この効果、維持管理、趣旨徹底について聞きたい。

また、市庁舎屋上の愛の鐘は、再設置の考えはないか。

答　子供が時間に帰宅することが、非行防止の第一歩であり、寄付を受けて、教育委員会が管理にあたり、周知には徹底を期す。

庁舎屋上は、考えていない。

一、市職員の交通違反防止策は。

稚内警察署の本年度上半期の交通違反件数の中で、市職員も上位

の方にあるが、率先垂範すべき職員に対する交通安全についての指導と、違反の場合の措置を伺いたい。

答　内容は、殆どがスピード違反であるが、遺憾と思っている。事故防止には、特に注意しているが、罰則の適用等、更に厳しく考えている。

一、水道企業会計の今後の見通しは。

二〇〇カイリの影響によって、大きな減収になり、財政運営が難しくなると思うが、給水量の減と借入金の元利償還の増高等具体的な見通しはどうか。

答　加工場の動向が把握し難いので、広く資料を集めて財政計画を樹てることにしている。

償還金は増高するが、均等償還になれば単年度は若干低減する。料金改訂は、こんごの推移を見て対応したい。

一、簡易水道の改良整備工事内容と、水不足の対処は。

大岬の改良整備事業によって不備の箇所は、完全になったか。また、宗谷地区の簡易水道は、水不足で苦情が出ているが、この対策について考え方を示されたい。

答　大岬は完全に整備されたが宗谷は原因と工法を目下調査中であり、この結果を見て対処したい。

8月5日
第3回臨時市議会開く（1日）
冒頭、ソ連海域操業船の罰金問題について緊急質問

開会後、直ちに森（武）水産関連問題対策特別委員長は発言を求め、最近、ソ連海域において頻発する管内漁船に対する罰金の厳しい事態は、国の行政指導機関の事前における操業管理の細目事項の説明及び指導の不徹底が原因であり、市はこの混乱と損失を早急に解決するよう、関係省庁に強く善処方を迫るべきであるとし、又今後の二百カイリ問題に対し、本市の諸施策について緊急質問を行ったところであります。

これに対し市長は

一、ソ連海域の罰金問題は、漁業者の悪質な違反ではなく、監督庁の操業管理の細かい指導の不徹底によるものであり、この損失の責任を訴えるとともに再発しないよう早急に要望したい。

一、二〇〇カイリ対策については、国は問題点を補償から救済に重点を移している傾向にあるが、対策の方針は漸次具体化が進んでいる。

市は、さらに手厚い施策を要請するため、各般にわたる問題を自治体財政に対する措置を始め、休漁・休業における補償、長期低利融資制度の創設等々、十三項目に整理要約をし、今後、関連業界や市長会、その他関係団体と密接な連けいをとりながら、各省庁に対し強い運動を進め、これが実現に努力したい。

200カイリ影響で度々休漁

などの答弁があったところであります。

このあと、一般会計補正予算一件、工事契約議案七件を議案審査特別委員会（委員長佐藤克）に付託し、審査を行ったところでありますが、その内容は、

一、321広場通り道路舗装新設工事、延長千三百八m、工事費四千二百八十万円。石塚建設株式会社

一、稚内港天北南護岸工事、延長四百四八・八m、工事費一億七千八十万円、藤建設株式会社。

一、天北ふ頭道路舗装工事、延長二百六十六m、工事費三千三百十万円、早坂組・三建設共同企業体。

一、南中学校舎増改築（第二期）建築主体工事二千七百八十六㎡、工事費二億三千九百万円、坂本建設株式会社。

一、同電気設備工事、工事費三千五百九十万円、拓北電業株式会社。

一、同給排水衛生設備工事、工事費四千三百四十万円、合名会社日新工業。

一、沼川スポーツセンター新設建築主体工事、工事費四千九十万円　郡組・稚内港湾共同企業体。

以上の審議の中で質疑の主なものとして、

- 地域経済振興のため、地元建設業者の育成策
- 管外業者の法人税の収納状況
- 工事資材等の地元調達奨励と指導
- 建設業者の格付け方法
- 工事発注の際の使用及び器具等の指定
- 体育施設面積と公式試合の利用
- 元請業者と下請業者との問題
- 明年度の公共事業の見通し
- 市の建設工事と共同企業体方式の採用

などでありますが、工事請負いは従来からの方針どおり、地元優先として今後さらに、建築資材普及器具等についても、十分配慮する

321広場通り舗装工事

などそれぞれ担当部課長の説明、又は答弁により、いずれも原案のとおり決したところです。

次に、一般会計補正予算については、みなと南極まつりに論議が集中したところでありますが、

- 行事予算の業界寄付金減額による市補助金の均衡と町内会負担の問題
- 予算繰越し内容
- 業界の主導型に移行する考え方
- 市民の積極的参加のための企画の検討
- まつりの効果調査

などが問題になりましたが、理事者から、行事内容とその実施方法については、開基百年、市制施行三十年にあたる明年を機会に、十分検討を加えて、意に添いたいとの答弁がありました。

これより前、本会議においては橋本条例審査特別委員長から、閉会中の継続審査を行っていた水道給水条例（料金改定）の審査の経過と結果報告を受け、原案のとおり九月分の水道料金から値上げすることに決定しました。

各常任委員会、各特別委員会の動き

四つの各常任委員会は、六月定例議会において、それぞれの所管に属する事務調査を閉会中においてもできるように継続調査の議決を得て、六月定例議会後から現地視察、各団体との懇談をもちながら活発に行ってきましたが、その内容をお知らせしますと、

総務常任委員会は

- 税財政問題について
- 財産管理について
- 交通問題について
- 職員の福利厚生について

民生文教常任委員会は

- 社会福祉対策について
- 環境衛生について
- 文教施設の整備促進
- 社会教育対策について

産業経済常任委員会は

- 酪農業振興対策について
- 漁業振興対策について
- 中小企業の振興と実体
- 観光産業の振興について
- 地下資源開発について

建設常任委員会は

- 都市計画について
- 港湾の整備促進について
- 上水道の建設と整備促進

等の所管する事務について、各常任委員会は調査、研究を進めております。

このほかに、産業経済常任委員会は昨年の六月二十一日の本会議で閉会中継続審査となっている、**陳情第2号国鉄北官舎跡地の高度利用**についても審査を行ないましたが、この跡地について国鉄との話し合いがまだ具体化されていないため、再度閉会中の継続審査となりました。

国鉄北官舎跡地

公害対策特別委員会は、原則として毎月一度委員会を開いて、担当課から公害行政の執行と住民からの苦情についての処理の経過報告を受けながら、議会としての意見を述べるとともに、公害防止の建前からその監視を続けています。

水産関連問題対策特別委員会は200カイリ影響による水産関連業界の実態を把握し、今後におけるこの委員会の調査の資料に供するため、各水産業界、加工業界とも積極的に懇談をもち、国の関係行政庁に要望すべきものは速かに要望するなど、その対策に尽力しているところです。

条例審査特別委員会は、六月二十一日の本会議において、消費生活安定条例の制定については、それぞれの条文において表現上の問題やその運営に問題があるとして、閉会中にさらに慎重審査を期するため継続審査となっていましたが閉会中に二度の委員会を開いたところ、各条文上の表現が適切ではないし、その運営上においても疑義があるとの観点から、理事者の意向打診、特別委員会委員の意見調整などのため、再度閉会中の継続審査に付すべきであるとのことで、今議会の最終日において、その手続きがとられました。

不況克服に関する要望意見書

わが国経済の長期にわたる不況は、地方自治体の財政運営にも、深刻な影響を及ぼし住民福祉の実現にも困難をきたしている。

政府においては、当面、公共事業の早期契約が景気に十分反映できるよう、公共事業に係る補助金の早期決定交付を行なうこと。

また、生活関連公共施設整備のための国庫補助負担の改善及び地方自治の対策を強化されたい。

明年度の予算編成にあたっては、地方交付税の引き上げ超過負担の解消をはかられたい。

提出先

内閣総理大臣
大蔵大臣
通産大臣
自治大臣
経済企画庁長官

提出された議案と結果

▼…提案のとおり決ったもの…▲

○昭和五十二年度の補正予算（一般会計〔四号、五号〕、臨港用地、国民健康保険、水道事業）

○一部が改正された条例（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分、国民健康保険条例、スキー場施設条例、沼川スポーツセンター条例、常勤特別職の職員の給与及び旅費並びに市議会議員の報酬、教育長の給与）

○あらたに生じた土地の確認（大黒二丁目七六番地）

○町の区域の変更（同右のものを末広町に）

○市議会会議規則

▼…提案に同意したもの……▲

○固定資産評価審査委員　高林義次氏

○人権擁護委員　川越秀次氏、本吉清治氏、吉田廸麿氏

▼…継続審査となったもの……▲

○昭和五十一年度の企業会計決算（病院事業、水道事業）

○陳情（国鉄北官舎跡地の高度利用、水産加工業救済対策確立）

○議案（消費生活安定条例の制定）

▼…報告のとおり決ったもの…▲

○例月出納検査の結果報告

○補助団体監査の結果報告

▼…不採択となったもの……▲

○請願（核兵器の廃絶、原子力発電の即時停止、被爆者援護法の制定）

請願と陳情

九月定例会で受理した請願は、請願者稚内地区労協議会議長阿部信雄氏ほか六千七百二四名の署名を添えて提出された**核兵器の廃絶、原子力発電の即時停止、被爆者援護法の制定の実現**については、本請願を採択のうえ、関係行政庁に議会決議をもってその趣旨を要望してもらいたいとの内容でありましたが、議会運営委員会でこの請願の取り扱いをめぐって協議を行ったのでありますが、ついに各会派の意見一致をみるに至らず、本会議では紹介議員の趣旨説明のあと、**反対（自民クラブ）賛成（社会党）、反対（共産党）、賛成（社会党）**の討論のあと、起立採決の結果、賛成少数をもって本請願は不採択となりました。

また陳情は、陳情者全国冷凍魚肉協会稚内部会長・工藤福太郎氏ほか二団体二名をもって提出された**水産加工業救済特別対策確立**については、水産関連問題対策特別委員会に付託をし、閉会中の継続審査となりました。

議会日誌

●七　月

一日　水産関連問題対策特別委員会

十三・十四日　民生文教常任委員会

十五日　条例審査特別委員会

二二日　水産関連問題対策特別委員会

二五・二六日　総務常任委員会

二七日　総務・産業経済常任委員会

二八日　産業経済常任委員会

二九日　条例審査特別委員会

●八　月

三日　議会運営委員会

五日　第三回臨時会招集（会期一日間）

二二日　条例審査特別委員会

二五・二六日　建設常任委員会

二六日　産業経済常任委員会

二九日　建設常任委員会

三一日　総務常任委員会

●九　月

二日　公害対策特別委員会

三・十三日　水産関連問題対策特別委員会

十四日　条例審査特別委員会

十六日　産業経済常任委員会

十九日　議会運営委員会

二十日　公害対策特別委員会

二四日　第四回定例会招集（会期十日間）

●十　月

三日　決算委員会

五・二五日　編集委員会

12月議会を傍聴しよう

豆知識

地方交付税

今回はこの市議会だよりに、たびたび使われます予算用語の「地方交付税」について解説します。

地方交付税は、国税として徴収した所得税、法人税、酒税の一定額を市町村の財政力に応じて交付する財源の配分制度です。

市町村が住民福祉向上のために仕事をするには、裏付となる財源が必要です。しかし、社会経済の発展に伴い、産業や人口は都市に集中し、必然的に地域間に経済力の格差が生じ、このため自治体の税収は著しく片寄り、豊かとそうでない市町村ができます。この財政力の均衡を図るため、国は前記の国税３税総額の32％にあたる額を一定の算出方式によって、市町村の財政力状況に応じて配分するものです。この意味から現在は、地方交付税が市町村にとって自主財源とさえ称されるものとなり、当市で昭和52年度予算中、歳入として地方交付税は24億７千万円でした。

編集だより

「市議会だより」第2号をお届けします。

月日の経過は早いもので、創刊号発行以来、もう二カ月も経ちました。

この号では、九月定例会の審議の内容をお伝えしましたが、「市議会だより」の発刊目的は、議会の内容をお知らせして、市政に対する理解を深めてもらうことです。

この編集方法等について、市民の皆さんのご意見、ご感想をお待ちしております。

電話三―六一六一／内線二八一